

精華町個人情報保護条例改正に向けての考え方(案)

精華町情報公開・個人情報保護審査会提出資料

平成27年3月

精 華 町

目 次

1	個人情報保護に関する法体系と番号法における特定個人情報の保護措置	1
2	番号法と精華町個人情報保護条例における個人情報の定義上の差異	5
3	保護の対象となる個人番号を含む個人に関する情報の範囲	7
4	特定個人情報の取り扱いに対する規制	9
5	情報提供等記録以外の特定個人情報の保護のための措置	11
(1)	目的外利用の制限	11
(2)	提供の制限	14
(3)	開示・訂正・利用停止請求	17
(4)	利用停止請求事由の追加	19
(5)	開示手数料の減免	21
(6)	他の法令による開示の実施との調整	23
6	情報提供等記録の保護のための措置	25
(1)	目的外利用の禁止	27
(2)	訂正の通知先	29
(3)	利用停止請求を認めないこと	31

1 個人情報保護に関する法体系と番号法における特定個人情報の保護措置

番号制度における個人番号は、それ以外の個人情報と比し、強力な識別機能を有する。万一、個人番号が不正に用いられた場合、プライバシーをはじめとする個人の権利利益を侵害する危険性が高い。

このことから、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)は、個人番号を含む個人情報を特定個人情報と定義し、以下の手法により個人情報の保護に関する一般法よりもさらに厳格な保護措置を講じている。

- ①個人情報保護に関する一般法三法（個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法）の読み替えを規定。
- ②番号法において新たな規制を規定。
(番号法独自の新たな規制を行う場合等。)

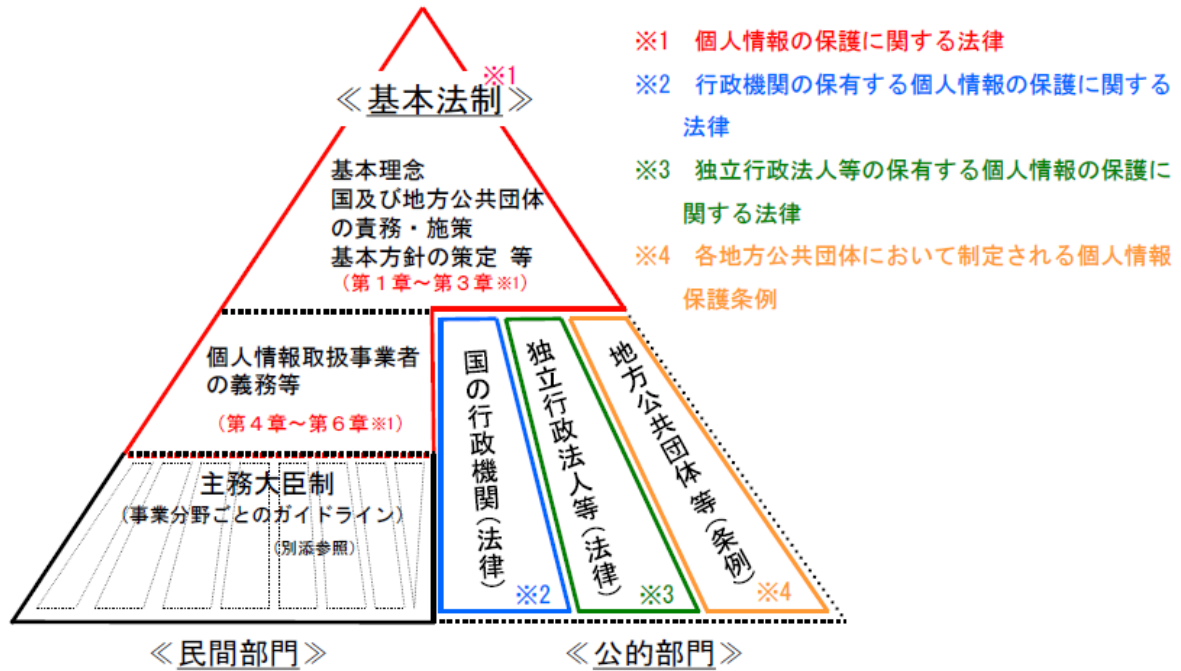
各地方公共団体における個人情報保護の一般法である個人情報保護条例は、各団体によって規定内容が異なっており、①のように一律に読み替え規定を置く方法では対応ができない。番号法第31条において、地方公共団体は、特定個人情報保護のために必要な措置を講ずることとされており、一般法三法の読み替えの趣旨を踏まえて条例を改正する等の措置が必要となっている。

②は、番号法において条文形式で定められており、条例によらずとも地方公共団体に等しく及ぶので条例の制定又は改正の必要は生じない。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)

第31条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者(特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であつて、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。)が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止(第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあつては、その開示及び訂正)を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

個人情報保護に関する法体系イメージ



消費者庁ホームページより

◆基本法(部分)

個人情報保護法 第1章から第3章

◆一般法 (部分)

- ・個人情報保護法 (第4章から第6章) 【個人情報取扱事業者】
- ・行政機関個人情報保護法 【国の行政機関】
- ・独立行政法人等個人情報保護法 【独立行政法人等】
- ・個人情報保護条例 【地方公共団体】

◆特別法

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)

○個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 国及び地方公共団体の責務等（第四条—第六条）

第三章 個人情報保護に関する施策等

第一節 個人情報保護に関する基本方針（第七条）

第二節 国の施策（第八条—第十条）

第三節 地方公共団体の施策（第十一条—第十三条）

第四節 国及び地方公共団体の協力（第十四条）

第四章 個人情報取扱事業者の義務等

第一節 個人情報取扱事業者の義務（第十五条—第三十六条）

第二節 民間団体による個人情報保護の推進（第三十七条—第四十九条）

第五章 雑則（第五十条—第五十五条）

第六章 罰則（第五十六条—第五十九条）

附則

○行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 行政機関における個人情報の取扱い（第三条—第九条）

第三章 個人情報ファイル（第十条・第十一条）

第四章 開示、訂正及び利用停止

第一節 開示（第十二条—第二十六条）

第二節 訂正（第二十七条—第三十五条）

第三節 利用停止（第三十六条—第四十一条）

第四節 不服申立て（第四十二条—第四十四条）

第五章 雑則（第四十五条—第五十二条）

第六章 罰則（第五十三条—第五十七条）

附則

○独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第59号）

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 独立行政法人等における個人情報の取扱い（第三条—第十条）

第三章 個人情報ファイル（第十一条）

第四章 開示、訂正及び利用停止

第一節 開示（第十二条—第二十六条）

第二節 訂正（第二十七条—第三十五条）

第三節 利用停止（第三十六条—第四十一条）

第四節 異議申立て（第四十二条—第四十四条）

第五章 雑則（第四十五条—第四十九条）

第六章 罰則（第五十条—第五十四条）

附則

○精華町個人情報保護条例（平成16年条例第4号）

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い（第7条～第14条）

第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止等の請求（第15条～第37条）

第3節 不服申立てに基づく諮問等（第38条・第39条）

第3章 雑則（第40条～第43条）

第4章 罰則（第44条～第49条）

附則

(参考) 事業分野ごとのガイドライン一覧

平成26年11月26日現在

分野	所管府省	ガイドラインの名称	
医療	一般	厚生労働省	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達)
		厚生労働省	健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達)
		厚生労働省	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(局長通達)
		厚生労働省	国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達)
	研究	厚生労働省	国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達)
		文部科学省	ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(告示)
		厚生労働省	遺伝子治療臨床研究に関する指針(告示)
金融・信用	金融	金融庁	金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)
	信用	経済産業省	金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(告示)
情報通信	電気通信	総務省	経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン(告示)
	放送	総務省	電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(告示)
	郵便	総務省	放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(告示)
	信書便	総務省	郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)
経済産業		経済産業省	信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)
雇用管理	一般	厚生労働省	個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン(告示)
	船員	国土交通省	経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン(告示)
警察		国家公安委員会	医療情報を受託管理する情報処理事業者における安全管理ガイドライン(告示)
法務		法務省	雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)
外務		外務省	雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について(局長通達)
財務		財務省	船員の雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)
文部科学		文部科学省	国家公安委員会が所管する事業分野における個人情報保護に関する指針(告示)
福祉		厚生労働省	法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)
職業紹介等	一般	厚生労働省	債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン
	船員	国土交通省	外務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)
労働者派遣	一般	厚生労働省	財務省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)
	船員	国土交通省	文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)
労働組合		厚生労働省	福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)
企業年金		厚生労働省	職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針(告示)
農林水産		農林水産省	無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員労働供給事業者が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、募集内容の的確な表示に関して適切に対処するための指針(告示)
国土交通		国土交通省	派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(告示)
環境		環境省	船員派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(告示)
防衛		防衛省	労働組合が講ずべき個人情報保護措置に関するガイドライン(告示)
合計27分野			企業年金等に関する個人情報の取扱いについて(局長通達)
			農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)
			国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)
			環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)
			防衛省関係事業者が取り扱う個人情報の保護に関する指針(告示)
			合計39ガイドライン

2 番号法と精華町個人情報保護条例における個人情報の定義上の差異

番号法上の個人情報の定義は、個人情報の保有主体（国の行政機関、独立行政法人等、それら以外の者）ごとにそれぞれ定められている。

◆国の行政機関→行政機関個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報

◆独立行政法人等

→独立行政法人等個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報

◆国の行政機関及び行政独立行政法人等以外のもの

→個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報

地方公共団体が保有する「個人情報」は、個人情報保護法第2条第1項で定める個人情報とされており、精華町個人情報保護条例（平成16年条例第4号。以下「町条例」という。）の個人情報の定義との違いは以下のとおりである。

① 個人事業者に関する情報(事業を営む個人の当該事業に係る個人に関する情報)

【番号法】

個人情報の定義に含まれる。

【町条例】

個人情報の定義から除外している。

② 死者の情報

【番号法】

生存する個人に関する情報を個人情報と定義しており、死者の情報は個人情報の定義に含まれない。

※ただし、死者に関する情報が同時に生存する遺族に関する情報である場合には、その遺族などに関する「個人情報」となる。（例：死者の家族関係に関する情報は、死者に関する情報であると同時に、生存する遺族に関する情報である等。）

【町条例】

個人情報の定義から除外しておらず、死者の情報についても保護の対象としている。

○精華町個人情報保護条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除

く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(定義)

第2条

1～2 略

3 この法律において「個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)第二条第一項に規定する個人情報であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

4 略

5 この法律において「個人番号」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。)を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

6 この法律(第四十五条第四項を除く。)において「本人」とは、個人番号によって識別される特定の個人をいう。

7 略

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第六十七条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。)をその内容に含む個人情報をいう。

○個人情報の保護に関する法律
(定義)

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

3 保護の対象となる個人番号を含む個人に関する情報の範囲

番号法上の特定個人情報の内、町条例で定義する個人情報に該当するものについては、現行の町条例においても保護の対象となる。番号法と町条例における個人情報の定義上の差異を踏まえた上で、町条例において特定個人情報の保護措置を講ずる必要がある。

保護の対象となる個人番号を含む個人に関する情報の範囲については、番号法と町条例との間において、次のとおり差異がある。

① 個人事業者の特定個人情報

【番号法】

個人番号を含む個人事業者の個人に関する情報についても、特定個人情報として保護の対象としている。

【町条例】

個人事業者の個人に関する情報については、町条例の個人情報の定義から除外していることから、個人番号を含む個人事業者の個人に関する情報についても、保護の対象とはならない。

改正に向けた考え方

個人事業者の個人番号を含む個人に関する情報についても、特定個人情報としての保護の対象とする。

② 個人番号を付した死者の情報

【番号法】

死者の情報は、個人情報の定義に含まれないことから、特定個人情報としての保護の対象とならない。

【町条例】

死者の情報は、町条例上の個人情報に該当することから、個人情報としての保護の対象となる。

改正に向けた考え方

個人番号を付した死者の情報は、町条例上の個人情報に該当するため個人情報としての保護の対象となるが、さらに厳格な保護措置を講ずる特定個人情報として位置付ける必要があるかどうかについて、次の◇案1又は◇案2。

◇案1

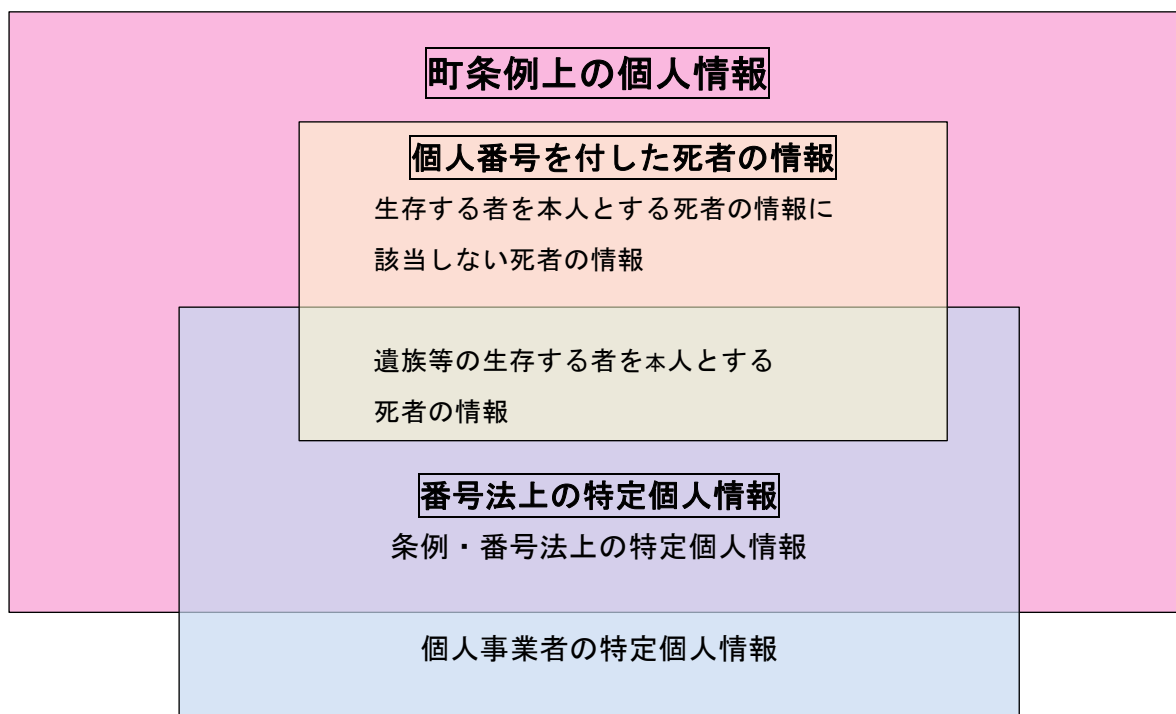
番号法では、個人番号を含んだ死者の情報を特定個人情報として位置付けていないことから、当該情報を町条例における特定個人情報として保護の対象とすることは、番号法に定める規制を上乗せ・横出しすることとなる。番号法の定義に一致させたほうが、条例としても分かりやすいことから、個人番号を付した死者の情報については、町条例においても、特定個人情報としての位置付けをしない。

◇案2

番号法では、個人番号を含んだ死者の情報を特定個人情報として位置付けていないが、町条例においては、

- ①一般法三法とは異なり、もともと死者の情報を個人情報に含めている。
 - ②死者の情報を特定個人情報として保護しない積極的な理由が見いだせない。
- ことから、番号法に定める規制を上乗せ・横出しして、特定個人情報として位置付け、保護の対象とする。

※町条例における個人情報、番号法における特定個人情報の範囲

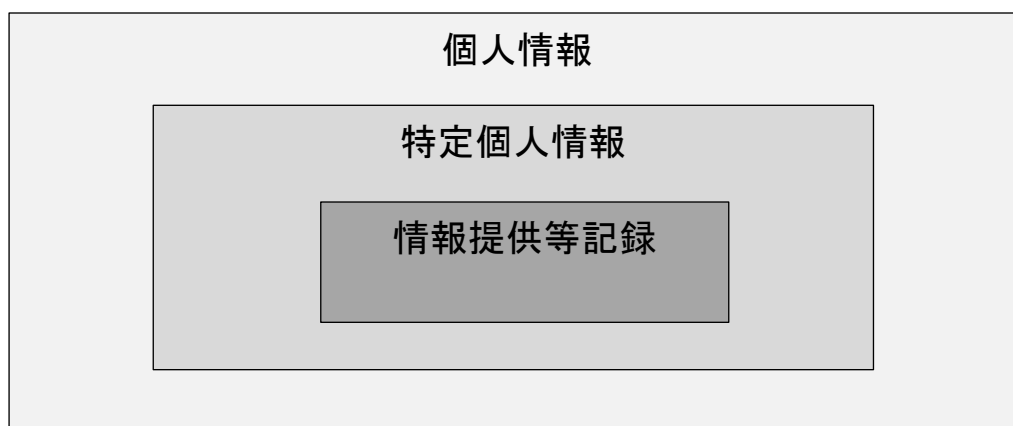


4 特定個人情報の取り扱いに対する規制

情報提供ネットワークシステムを使用して、特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、情報照会者及び情報提供者は以下①～④の事項を記録し、かつ保存しなければならないことが番号法において定められている（第23条）。

- ①情報照会者及び情報提供者の名称
- ②提供の求めの日時及び提供があったときはその日時
- ③特定個人情報の項目
- ④①～③のほか、総務省令で定める事項

これら①～④の情報提供等に係る記録（以下「情報提供等記録」という。）は、個人番号を含む個人情報であり、特定個人情報に該当する。



番号法においては、個人番号を含む個人情報である特定個人情報を

ア 情報提供等記録を除く特定個人情報

イ 情報提供等記録

に分け、情報の性質に応じ、異なる保護措置を講じている。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
（情報提供等の記録）

第23条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

- 一 情報照会者及び情報提供者の名称
- 二 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時

三 特定個人情報の項目

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

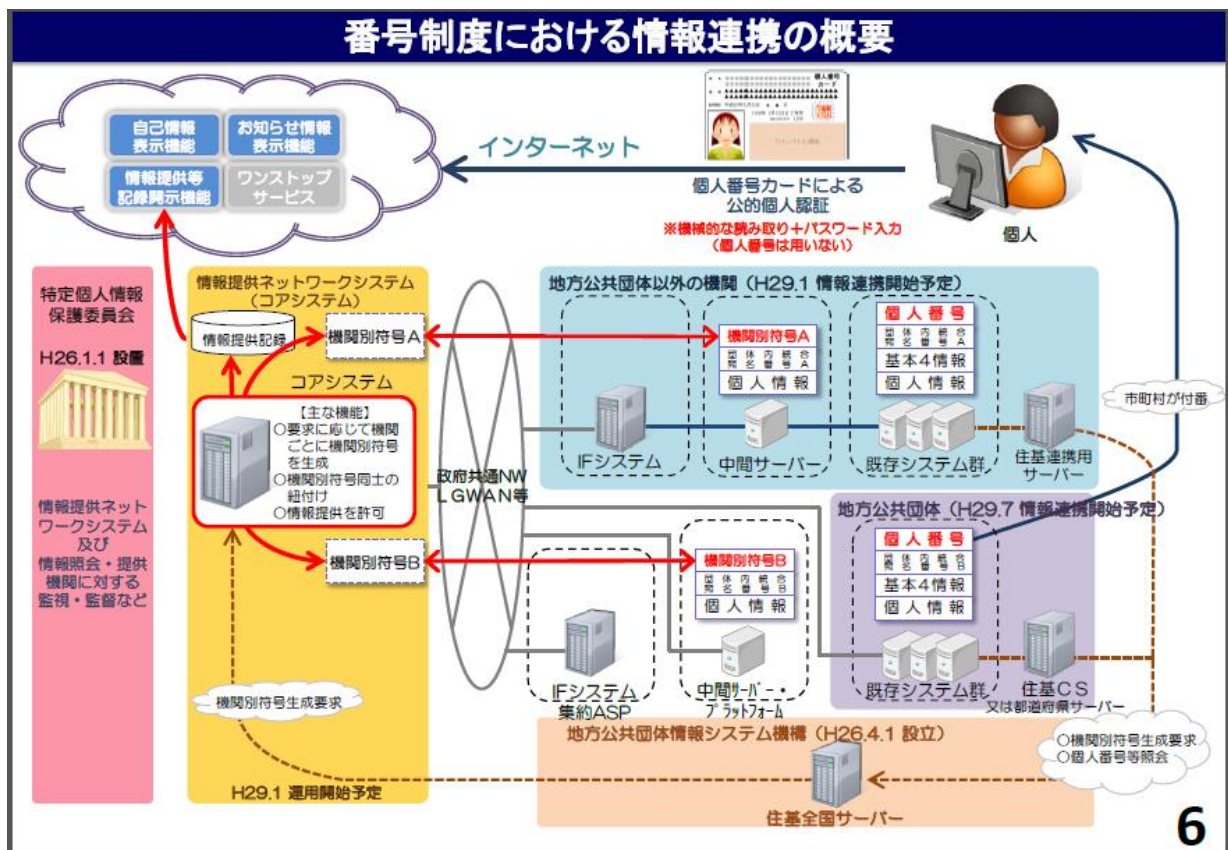
一 第三十条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

二 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。

三 第三十条第三項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

四 第三十条第四項の規定により読み替えて準用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

3 総務大臣は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第一項に規定する期間保存しなければならない。



内閣官房社会保障改革担当室 内閣府大臣官房番号制度担当室 マイナンバー社会保障・税番号制度概要資料より

5 情報提供等記録以外の特定個人情報の保護のための措置

(1) 目的外利用の制限

個人情報とは、利用目的に従って取り扱うのが大原則であり、一般法（個・行・独）においては、目的外利用ができる例外事由を限定している。

【番号法】

特定個人情報を目的外に利用できる場合について、一般法三法（個・行・独）における例外事由よりもさらに厳格なものとし、

人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

に限定している。

※一般法三法（個・行・独）については読替えを規定。

※個で定める個人情報取扱事業者でない個人番号取扱い事業者については 32 条で規定。

※地方公共団体が定める条例については、これらの趣旨を踏まえ条例改正が必要。

【町条例】

個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報を当該実施機関の内部で利用することを原則として禁止しているが、同項各号に定める場合については例外として、目的外利用ができることを定めている。

改正に向けた考え方

番号法の趣旨を踏まえ、特定個人情報に関しては、

人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難であるとき
に限るものとする。

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供す

ることができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

○個人情報の保護に関する法律

(利用目的の特定)

第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意

を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であること。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

○精華町個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。

(2) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。

(3) 出版、報道等により公にされたものを利用し、又は提供するとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めて利用し、又は提供するとき。

(5) 実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当の理由があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めて利用し、又は提供するとき。

(2) 提供の制限

個人情報とは、利用目的に従って提供するのが大原則であり、一般法（個・行・独・条例）においては、目的外提供ができる例外事由を限定している。

【番号法】

特定個人情報を提供できる場合を列挙し（第 19 条）、それ以外については提供を禁止している。

※一般法（行・独）については読替えを規定。一般法（個）については、第三者提供の制限を定める規定の適用除外を規定。

※地方公共団体が定める条例については、これらの趣旨を踏まえた条例改正の検討が必要。

【町条例】

個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報を当該実施機関以外のものに提供することを原則として禁止しているが、第 9 条第 1 項各号に定める場合については、例外として目的外利用ができることを定めている。

改正に向けた考え方

特定個人情報を目的外に提供できる場合を番号法で定める場合と同じにする。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 （特定個人情報の提供の制限）

第 19 条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

- 一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき。
- 二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第十号に規定する場合を除く。）。
- 三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。
- 四 機構が第十四条第二項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。
- 五 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。

- 六 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。
- 七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
- 八 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百七十七条又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法又は国税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。
- 九 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。
- 十 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第五項に規定する振替機関等（以下この号において単に「振替機関等」という。）が同条第一項に規定する社債等（以下この号において単に「社債等」という。）の発行者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。）又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第九条第三項に規定する書面（所得税法第二百二十五条第一項（第一号、第二号、第八号又は第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定により税務署長に提出されるものに限る。）に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。
- 十一 第五十二条第一項の規定により求められた特定個人情報を特定個人情報

保護委員会に提供するとき。

十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第五十三条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十三 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

十四 その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき。

○精華町個人情報保護条例

（利用及び提供の制限）

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。

(2) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。

(3) 出版、報道等により公にされたものを利用し、又は提供するとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めて利用し、又は提供するとき。

(5) 実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当の理由があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めて利用し、又は提供するとき。

(3) 開示・訂正・利用停止請求

個人情報の正確性、取り扱いの適正性を確保するため、一般法三法（個・行・独）においては、自己に関する個人情報の開示・訂正・利用停止請求を制度として認めている。地方公共団体が定める一般法たる個人情報保護条例においても、同様に定めているケースが多い。

これらの請求に関して、一般法（行・独）においては、任意代理人による請求を次の理由により認めていない。

- ①本人が請求し得る限り一般に代理請求を認める実益に乏しい。
- ②広く代理請求を認めることは、本人の権利利益保護に欠けるおそれがある。

【番号法】

開示請求、訂正請求及び利用停止請求について任意代理人による請求を認める。

《理由》

情報提供ネットワークシステムの導入に伴い、不正な情報提供等がなされる懸念があり得ることから、開示請求、訂正請求及び利用停止請求といった本人参加の権利の実質的な保障が重要である。これらの権利が容易に行使できるよう、併せて、国民の利便性向上に資するため、任意代理を認める。

※一般法（行・独）については読替えを規定。個人情報保護法については、現行法において、代理人による請求を認めているため読み替え不要。

※地方公共団体が定める条例については、これらの趣旨を踏まえた条例改正の検討が必要。

【町条例】

開示、訂正、利用停止請求が可能なものの範囲を次のとおり定めている。

- ①本人
- ②本人による請求が困難な場合における本人の代理人
- ③以下のものから委任を受けた弁護士
 - ・未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人
 - ・本人
 - ・死者の相続人及び同居の親族

改正に向けた考え方

特定個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求については、理由を問わず任意代理人による請求を認めることとする。

○精華町個人情報保護条例

(個人情報の開示請求)

第 15 条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己に関する個人情報で検索し得るものの開示を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、請求者が身体に障害を有する場合その他特別の理由により、本人による請求が困難であると実施機関が認める場合は、その代理人が代理権を有することを証する書類を添付して開示請求をすることができる。

3 死者の相続人及び同居の親族(届出をしていないが、当該死者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)は、当該死者の個人情報の開示請求をすることができる。

4 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人若しくは前項に定めるものから本人の個人情報開示請求の委任を受けた弁護士は、本人又は同項に定めるものに代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

(個人情報の訂正請求)

第 28 条 何人も、実施機関が保有している自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 第 15 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の規定による請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。

(個人情報の利用停止等請求)

第 33 条 何人も、実施機関が保有している自己に関する個人情報について、第 8 条の規定に違反して収集されたと認めるときは、当該実施機関に対し、その消去を請求することができる。

2 何人も、実施機関が保有している自己に関する個人情報について、実施機関が第 9 条又は第 10 条の規定に違反して利用し、又は提供していると認めるときは、当該実施機関に対し、その利用又は提供の停止を請求することができる。

3 第 15 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、前 2 項の規定による消去又は利用若しくは提供の停止の請求(以下「利用停止等請求」という。)について準用する。

(4) 利用停止請求事由の追加

個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨から、一般法三法（個・行・独）においては、何人も、保有個人情報の利用停止を請求することができることを定めている。

行政機関個人情報保護法は、利用停止請求ができる事由を次のように定めている。

- ①適法に取得されたものでないとき
- ②利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有しているとき
- ③利用制限規制に対する違反
- ④提供制限規制に対する違反

【番号法】

一般法（行・独）については、番号法の以下の規定に違反した行為について、追加して利用停止請求ができるように読み替えを規定。

- ・ 第 29 条 1 項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第 8 条 1 項・2 項(利用の制限)に対する違反（独立行政法人等個人情報保護法についても同様）
- ・ 第 20 条(収集・保管制限)に対する違反
- ・ 第 28 条(特定個人情報ファイルの作成の制限)に対する違反
→当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- ・ 第 19 条(提供制限)に対する違反
→当該保有個人情報の提供の停止

※一般法（個・行・独）については読み替えを規定。

※地方公共団体が定める条例については、これらの趣旨を踏まえた条例改正の検討が必要。

【町条例】

自己に関する個人情報について、次の場合にその利用停止等請求を認めている。

- ・ 第 8 条(収集の制限)に違反して収集→消去の請求
- ・ 第 9 条(利用及び提供の制限)、第 10 条（オンライン結合による提供の制限）に違反又は提供→利用又は提供の停止の請求

改正に向けた考え方

特定個人情報の取り扱いに係る利用停止請求について、番号法が認める場合に利用停止等請求ができるよう定める。

○精華町個人情報保護条例

(個人情報の利用停止等請求)

第 33 条 何人も、実施機関が保有している自己に関する個人情報について、第 8 条の規定に違反して収集されたと認めるときは、当該実施機関に対し、その消去を請求することができる。

2 何人も、実施機関が保有している自己に関する個人情報について、実施機関が第 9 条又は第 10 条の規定に違反して利用し、又は提供していると認めるときは、当該実施機関に対し、その利用又は提供の停止を請求することができる。

3 第 15 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、前 2 項の規定による消去又は利用若しくは提供の停止の請求(以下「利用停止等請求」という。)について準用する。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(収集等の制限)

第二十条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第二十八条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、第十九条第十一号から第十四号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(5) 開示手数料の減免

一般法（行・独）においては、開示請求をする者は政令で定める額の手数料を納めなければならないことを定めており、開示請求の際に、費用を徴収することとしている（行政文書一件につき、オンラインによる請求：200円、オンライン以外による請求：300円）。

【番号法】

一般法（行・独）について、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、開示請求に係る手数料を減額し、又は免除することができるように読み替えている。

《理由》

特定個人情報、不正確な場合に個人に与える影響が大きい。また、不正な取り扱いがなされていないかとの国民の危惧に対応する必要もある。個人の経済的事情によらずに、特定個人情報を容易に確認できるようにすることが重要。

※一般法（行・独）については読み替えを規定。個人情報保護法については、読み替えなし。

※地方公共団体が定める条例については、これらの趣旨を踏まえた条例改正の検討が必要。

【町条例】

開示文書について写しの交付を希望する場合は、交付に要する実費相当分の費用を請求者から徴収することを定めている。

改正に向けた考え方

町条例は、写しの交付に要する費用として実費分のみを徴収することとしており、閲覧のみの場合であれば費用を徴収しないなど、利用しやすい制度となっている。

→以下◇案1又は◇案2。

◇案1

よって、特定個人情報の開示請求であっても、写しの交付に要する費用については、減額や免除の規定を設けず現行制度を維持することとする。

◇案2

しかしながら、特定個人情報については、不正確な場合に個人に与える影響が大きく、また、不正な取り扱いがなされていないかとの町民等の危惧に対応

する必要がある。開示請求の制度をより容易に利用できるような制度を設けることが必要であり、特定個人情報の開示請求に係る写しの交付に要する費用について、減額又は免除の規定をおくこととする。

○精華町個人情報保護条例
(費用負担)

第27条 公文書の写しの交付を受ける者は、実施機関が別に定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

○精華町個人情報保護条例施行規則
(写しの交付に要する費用)

第10条 条例第27条の費用の額は、別表のとおりとする。

別表(第10条関係)

区分	交付する写し	金額
1 文書、図画又は写真	(1) 複写機により複写したもの(モノクロ単色刷りで、A3版までの写し)	1枚につき 10円
	(2) 複写機により複写したもの(多色刷りで、A3版までの写し)	1枚につき 50円
2 電磁的記録	(1) 複写機により複写したもの(モノクロ単色刷りで、A3版までの写し)	1枚につき 10円
	(2) 複写機により複写したもの(多色刷りで、A3版までの写し)	1枚につき 50円
	(3) 光ディスクに複写したもの	1枚につき 100円
	(4) その他の電磁的記録媒体に複写したもの	当該写しの作成に要する費用に相当する額
3 その他の公文書	当該公文書の性質に応じ作成した写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額

備考

- 1 用紙の両面に複写、印刷又は出力して写しの交付を行う場合においては、当該用紙の片面をそれぞれ1枚として算定する。
- 2 外部の業者に注文しなければ複写できないものの費用については、当該複写に要する費用(実費)とする。
- 3 送付に要する費用については、郵送料に相当する額とする。

(6) 他の法令による開示の実施との調整

一般法（行・独）においては、他の法令で個人情報の開示が定められていて、かつその開示の方法が一般法に定める方法と同一の場合には、一般法(行・独)に基づく開示を行わないこととしている。

【番号法】

特定個人情報については、他の法令で開示が実施される場合であっても、番号法に基づく開示を実施する。

《理由》

情報提供等記録開示システム(マイポータル)で、特定個人情報を自動的に開示する仕組みが予定されている。請求方法、開示方法ともに電磁的方法となっており、開示までに要する時間も極めて短時間となることが想定されている。他の法令による開示よりも、情報提供等記録開示システム(マイポータル)での開示のほうが利便性が高い。

※一般法（行・独）については、特定個人情報に関して、他の法令による開示の実施との調整規定の適用を除外する規定を置いている。

※地方公共団体が定める条例には、開示に関して他の法令との調整規定を置いているもの、置いていないもの様々である。一般法(行・独)に準じて条例に調整規定をおいている場合、特定個人情報の開示に関して調整規定の適用を除外するよう条例改正の検討が必要。

【町条例】

一般法(行・独)に準じて、他の法令との調整規定を設けている。

改正に向けた考え方

特定個人情報に係る開示請求については、他の法令に開示の定めがあった場合においても、番号法の趣旨に沿い、個人情報保護条例による開示の実施を重ねて行う必要があることから、他の法令による開示の実施との重複を認めるよう規定する。

○行政機関個人情報保護法

(他の法令による開示の実施との調整)

第二十五条 行政機関の長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間

内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示の実施)

第二十四条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

○精華町個人情報保護条例

(他の法令等との調整)

第 40 条

1～2 略

3 第 15 条から第 27 条までの規定は、他の法令等(精華町情報公開条例を除く。以下同じ。)の規定により、個人情報が第 25 条第 2 項に規定する方法と同一の方法で開示することとされているとき(開示の期間が定められているときは、当該期間内に限る。)には、当該同一の方法による個人情報の開示については、適用しない。

(開示の実施)

第 25 条 実施機関は、第 20 条第 1 項の規定により開示の決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該開示の決定に係る個人情報を開示しなければならない。

2 前項の規定による開示は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

(1) 文書又は図画に記録されている個人情報 閲覧又は写しの交付

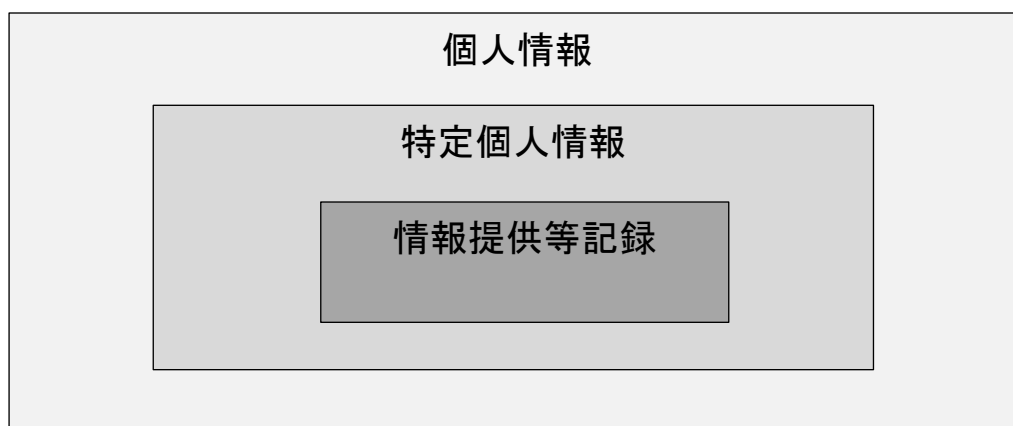
(2) 電磁的記録に記録されている個人情報 視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法

6 情報提供等記録の保護のための措置

情報提供ネットワークシステムを使用して、特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、情報照会者及び情報提供者は以下①～④の事項を記録し、かつ保存しなければならないことが定められている（番号法第 23 条）。

- ①情報照会者及び情報提供者の名称
- ②提供の求めの日時及び提供があったときはその日時
- ③特定個人情報の項目
- ④①～③のほか、総務省令で定める事項

これら①～④の情報提供等に係る記録は、個人番号を含む個人情報であり、特定個人情報に該当する。



【情報提供等記録の記録及び保存について】

個人情報は、個人番号が付されることで、特定の個人の情報であることが極めて容易に識別できるようになり、本来組み合わせて使用することが予定されていない情報同士を個人番号で名寄せして結びつけることが可能となる。

一度流出した情報は回収が極めて困難であり、本来認められていない不正な情報提供がなされた場合、個人に対し重大な被害をもたらすことも予想されることから、不正な情報提供を抑止することが重要である。

情報提供等記録の記録・保存は、不当な情報提供がなされていないかを事後的に確認するとともに、不正行為を抑止することを目的として行うものである。

番号法では、情報提供等記録については、その性質から、情報提供等記録を除く特定個人情報と一部異なる保護措置を講ずることとしている。

町条例においても、番号法の趣旨に沿って、次のような保護措置を講ずることとする。

項目	改正内容	
	特定個人情報 (情報提供等の記録を除く。) (番号法第29条)	情報提供等の記録 (番号法第30条)
利用目的 以外の目的 での利用	・次の例外を除いて原則禁止とする。 <例外> 人の生命、身体又は財産の保護のために 必要がある場合であって、本人の同意が あり、又は本人の同意を得ることが困難で ある場合	・禁止とする
提供制限	・番号法第19条各号に該当する場合に提供できるようにする。	
開示	・本人、法定代理人、任意代理人による請求を認める。	
	・他の法令又は条例の規定に基づき開示することとされている場合であっても、開示の実施の調整は行わないこととする。 (・経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、開示請求の手数料を免除できるようにする。)	
訂正	・本人、法定代理人、任意代理人による請求を認める。	
		・訂正の通知先を、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者とする。
利用停止	・本人、法定代理人、任意代理人による請求を認める。	
	・次の場合も請求を認める。	
	①利用制限に違反している場合	
	②収集・保管制限に違反している場合	
	③ファイル作成制限に違反している場合	
	④提供制限に違反している場合	
		・請求を認めない。

※情報提供等記録を除く特定個人情報と異なる保護措置を講ずるものについて

(1) 目的外利用の禁止

個人情報、利用目的に従って取り扱うのが大原則であり、一般法（個・行・独・条例）においては、目的外利用ができる例外事由を限定している。

【番号法】

情報提供等記録以外の特定個人情報については、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合に、例外として目的外利用を認めることとしているが、情報提供等記録については、これらの事由で必要な場合を想定することができないことから、目的外利用を認めていない。

※一般法（行・独）については目的外利用に係る規定の適用を除外するよう規定。

※地方公共団体が定める条例については、これらの趣旨を踏まえ条例改正が必要。

【町条例】

個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報を実施機関の内部で利用することを原則として禁止しているが、例外として同項各号に定める場合については、目的外利用ができることを定めている。

改正に向けた考え方

情報提供等記録の目的外利用を禁止する。

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

○精華町個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。

(2) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。

(3) 出版、報道等により公にされたものを利用し、又は提供するとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めて利用し、又は提供するとき。

(5) 実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当の理由があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めて利用し、又は提供するとき。

(2) 訂正の通知先

訂正請求に基づき個人情報の訂正を実施した場合、訂正前に提供した当該個人情報の提供先で、誤ったままの個人情報が使用されるおそれがある。一般法（行・独）においては、個人情報の提供先に対し、訂正を実施した旨を通知しなければならない旨が規定されている。

【番号法】

情報提供等記録の訂正を実施した際には、その旨を総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に通知する。

《理由》

情報提供等記録の記録事項が誤っていた場合には、当該情報提供の記録と同一の情報提供等記録を有する者である情報照会者又は情報提供者及び総務大臣へ通知する必要があることによる。

※一般法（行・独）については読替えを規定。

※地方公共団体が定める条例については、これらの趣旨を踏まえた条例改正の検討が必要。

【町条例】

訂正請求に基づき個人情報の訂正を決定した場合、当該訂正請求に係る個人情報の提供先に対し、訂正を実施した旨を通知しなければならない旨を規定している。

改正に向けた考え方

情報提供等記録に係る訂正については、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に通知するようにする。

○行政機関個人情報保護法

(保有個人情報の提供先への通知)

第三十五条 行政機関の長は、訂正決定（前条第三項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

○精華町個人情報保護条例

(訂正請求に対する決定)

第 31 条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求をした者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2～3 略

4 実施機関は、第 1 項の決定をした場合において、必要があると認めるときは、当該実施機関が当該訂正請求に係る個人情報を提供したものに対し、訂正の内容を通知しなければならない。

(3) 利用停止請求を認めないこと

個人情報の正確性、取り扱いの適正性を確保するため、一般法（個・行・独）においては、自己に関する個人情報の開示・訂正とともに、利用停止請求を認めている。地方公共団体が定める個人情報保護条例においても、同様に利用停止請求の規定を置いているケースが多い。

【番号法】

情報提供等記録以外の特定個人情報については、利用停止請求を認めているが、情報提供等記録については、利用停止請求を認めない。

《理由》

情報提供等に係る記録は、情報ネットワークシステムにおいて自動保存されることから、適法に取得されたものでないときや利用制限・提供制限の規定に違反しているときに想定されない。また、情報提供ネットワークシステムにおいて、不法・不正な情報提供がされていないかなどの確認のため、情報提供等記録を利用し続ける必要性が極めて高い。

※一般法（行・独）については読替えを規定。

※地方公共団体が定める条例については、これらの趣旨を踏まえた条例改正の検討が必要。

【町条例】

自己に関する個人情報について、利用停止請求が可能な場合を次のとおり定めている。

①収集の制限違反の場合→消去の請求

②目的外の利用又は提供の制限違反→利用又は提供の停止の請求

③法令の規定に基づくことなく又は審査会の意見を聴くことなくオンライン結合

→利用又は提供の停止の請求

改正に向けた考え方

情報提供等記録については、利用停止請求を認めないこととする。

○行政機関個人情報保護法

(利用停止請求権)

第三十六条 何人も、自己を本人とする保有個人情報がある各号のいずれかに該当すると認めるときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第八条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

○精華町個人情報保護条例

(個人情報の利用停止等請求)

第 33 条 何人も、実施機関が保有している自己に関する個人情報について、第 8 条の規定に違反して収集されたと認めるときは、当該実施機関に対し、その消去を請求することができる。

2 何人も、実施機関が保有している自己に関する個人情報について、実施機関が第 9 条又は第 10 条の規定に違反して利用し、又は提供していると認めるときは、当該実施機関に対し、その利用又は提供の停止を請求することができる。

◆法令の引用表記について

【法令略語】

番号法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
個	個人情報の保護に関する法律
行	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
独	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

◆本案の作成に当たっては、以下を参照しました。

- ・内閣府大臣官房番号制度担当室「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律【逐条解説】」
- ・宇賀克也、水町雅子、梅田健史「自治体職員のための番号法解説（実務編）」（第一法規）